

社会福祉法人志布志市社会福祉協議会役員・評議員・委員の 報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人志布志市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条、第25条及び第33条第3項の規定により理事、監事、評議員及び委員会の委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 委員等の報酬の額は、別表のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第3条 日額報酬は、日額報酬を受けるべき委員等の勤務日数に応じて支給する。

- 2 月額報酬は、月額報酬を受けるべき委員等の在職月数に応じて支給する。ただし、1か月に1日も勤務しないときは、その月分の報酬は支給しない。
- 3 月額報酬は、その職に就いた日又は離れた日が月の中途である場合には、日割計算により支給する。
- 4 前項の日割計算による報酬日額は、報酬月額をその月の現日数で除して得た額とする。
- 5 年額報酬は、会計年度により支給する。
- 6 年額報酬は、年度の中途において、新たに年額報酬を受けるべき委員等となり、又は離職した者には、その委員等となった月から又は離職した月まで月割計算により支給する。

(報酬の支給期日)

第4条 報酬の支給期日は、次に定めるところによる。ただし、災害その他特の事情があるときは、会長において支給期日を変更することができる。

- (1) 日額報酬は、勤務した日に支給する。
- (2) 月額報酬は、その月において勤務した日の最後の日までに支給する。
- (3) 年額報酬は、10月及び3月にそれぞれ年額報酬の定額の2分の1に相当する額を支給する。

(産業医等の報酬の特例)

第5条 産業医が会長の求めにより出会したときは、別表に定めるもののほか、1回につき12,000円の報酬を支給する。

2 前項の報酬は、第4条第1項の規定にかかわらず、4月から9月までの出会に係るものは10月に、10月から翌年の3月までの出会に係るものは3月に支給する。

(報酬の支給制限)

第6条 本会及び志布志市の常勤職員が委員等を兼ねる場合には、委員等の職に係る報酬は支給しない。ただし、勤務時間が重複しない場合は、この限りではない。

(費用弁償)

第7条 委員等が公務のため旅行したときは、費用弁償を支給する。

2 前項の費用弁償の額は、別表のとおりとする。ただし、県内及び鉄道150キロメートル未満、水路75キロメートル未満又は陸路37.5キロメートル未満の県外旅行の日当は、支給しない。

(市内の費用弁償)

第8条 委員等が公務のため市内を旅行したときは、前条第2項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、1日につき別表の乙地方宿泊料定額の2分の1に相当する額の宿泊料
- (2) 鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合には、現に要した鉄道賃、船賃又は車賃の実費額。ただし、居住地から片道4キロメートル以内の旅行については、費用弁償は支給しない。

(費用弁償の支給方法)

第9条 費用弁償は、居住地を起点として計算する。ただし、職務上の滞在地から旅行する場合は、その地を起点として計算する。

(費用弁償の支給制限)

第10条 委員等が同一日において、2以上の職務に従事した場合において、その職務を行うために要する費用が重複するときは、その費用弁償のうち最も高い額を支給する。

(準用)

第11条 この規程に定めるもののほか、費用弁償の支給については、職員等の旅費に関する規程を準用する。

(口座振替)

第12条 報酬及び費用弁償は、委員等の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(委任)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

(公表)

第14条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は平成 18 年 1 月 4 日から施行する。

この規程は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 21 年 6 月 1 日から施行する。(会長月額報酬 30,000 円新設)

この規程は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。(会長月額報酬 50,000 円変更)

この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。(会長月額報酬 80,000 円変更)

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。(第 11 条 (公表) の追加、第 12 条 (改廃) の追加、別表の改正)

この規程は、令和 6 年 5 月 30 日から施行する。

(第 2 条 (報酬) 第 1 項別表の変更)

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

(第 2 条 (報酬) 第 1 項別表の変更)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(第 2 条 (報酬) 第 1 項別表の変更、第 3 条 (報酬の支給方法) 第 2 項の追加、第 3 項の追加、第 4 項の追加、第 5 項の追加、第 6 項の追加、第 4 条 (報酬の支給期日) 第 1 項第 2 号の追加、第 3 号の追加、第 5 条 (産業医等の報酬の特例) 条の追加、以下条の繰り下げ、第 7 条 (費用弁償) 第 2 項字句の追加、第 8 条 (市内の費用弁償) 第 1 項第 1 号字句の変更、第 2 号の追加、第 10 条 (費用弁償の支給制限) 条の追加、以下条の繰り下げ、第 11 条 (準用) 字句の追加、字句の変更、第 12 条 (口座振替) 条の追加、以下条の繰り下げ、別表 (第 2 条、第 7 条関係) 備考 1 字句の追加、2 追加)

別表（第2条、第7条関係）

区分	報酬額	費用弁償					
		車賃	日当 (1日につき)		宿泊料 (1日につき)		食卓料 (一夜につき)
			甲地方	乙地方	甲地方	乙地方	
理事（会長）	月額 80,000円	1km につき 37円	本会旅費規程を準用する				
産業医	年額 120,000円						
司法書士	日額 8,000円						
理事	日額 5,350円						
監事							
評議員							
評議員選任・解任委員							
ボランティアセンター運営委員							
志布志市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員							
第三者委員							
その他本会に必要な委員							

備考

- 1 日当及び宿泊料の欄中甲地方とは本県の地域を除く（外国を除く。）をいい、乙地方とは本県の地域をいう。ただし、甲地方で市社協事務所から鉄道片道150Km未満の地域に旅行した場合は、乙地方の旅行とみなす。
- 2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。